

常陽トータルサービス株式会社
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

なお、行動計画の展開にあたっては、健康経営に合わせた相乗効果による目標達成を図るもの。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：ワークライフバランスに配慮した適切な働き方の実現に向け、平均時間外勤務時間を月6時間以内とする。

<対策>

- 毎年 3月～ 定時退社・早帰りの推進等について、社内通知を出状する
- 毎年 4月～ ①前月の時間外勤務時間の状況を把握する
②時間外勤務となっている課題について改善策を検討する
毎月、①状況把握と②改善策検討を繰り返し行う（PDCA）

目標2：ワークライフバランスに配慮した適切な働き方の実現に向け、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 毎年 3月～ 年次有給休暇の取得推進について、社内通知を出状する
- 毎年 4月～ ①前月の年次有給休暇の取得状況を把握する
②年次有給休暇取得における課題について改善策を検討する
毎月、①状況把握と②改善策検討を繰り返し行う（PDCA）